



栃木県公報

令和6(2024)年
8月13日(火)
第529号

目次

告示

- 自衛官及び自衛官候補生の募集期間..... 635
- 自衛官及び自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 635
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 636
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 637
- 同..... 637
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定辞退..... 638
- 道路の区域の変更..... 638

公告

- 農地を利用する権利の設定の裁定..... 638

告示

栃木県告示第416号

令和6(2024)年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和6(2024)年8月13日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	募集期間
自衛官候補生(陸・海・空) (男子・女子)	令和6(2024)年9月6日(金)～同年10月31日(木)
	令和6(2024)年11月1日(金)～同月21日(木)
	令和6(2024)年11月22日(金)～同年12月19日(木)
一般曹候補生(陸・海・空) (男子・女子)	令和6(2024)年10月1日(火)～同年11月28日(木)

栃木県告示第417号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

令和6(2024)年8月13日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (陸・海・空)	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web試験方式)	各担当地域事務所等	

(男子・女子) ※募集期間10月31日(木)まで	令和6(2024)年11月10日(日) 同月11日(月) (任意の1日)	※志願者へ別途通知	
	2 口述試験及び身体検査 令和6(2024)年11月16日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
自衛官候補生(陸・海・空) (男子・女子) ※募集期間11月21日(木)まで	1 学科試験、適性検査及び作文(We b試験方式) 令和6(2024)年12月8日(日) 同月9日(月) (任意の1日)	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	
	2 口述試験及び身体検査 令和6(2024)年12月14日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
自衛官候補生(陸・海・空) (男子・女子) ※募集期間12月19日(木)まで	1 学科試験、適性検査及び作文(We b試験方式) 令和7(2025)年1月13日(月) 同月14日(火) (任意の1日)	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	
	2 口述試験及び身体検査 令和7(2025)年1月18日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
一般曹候補生(陸・海・空) (男子・女子) ※募集期間11月28日(木)まで	1 次 令和6(2024)年12月7日(土) 同月8日(日) (任意の1日)	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	
	2 次 令和7(2024)年1月11日(土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第418号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6(2024)年8月13日

栃木県知事 福田 富一

介護予防事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和6(2024)年4月1日	あいケアステーション株式会社	栃木市菌部町2-5-9	自由選択型デイサービスちょいす(リハビリ特化型デイサービスあいの風片柳)	栃木市片柳町5-7-22	通所型(独自) 通所型(独自/定率)

(注) 表中の()内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年8月13日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援医療 の種類
とわい薬局	足利市朝倉町3-10-6	株式会社R Y S E 代表取締役 久保田 克紀	令和6 (2024)年 6月1日	育成医療及び 更生医療
快生堂薬局	大田原市野崎2-10-4	阿部 純子	令和6 (2024)年 4月16日	育成医療及び 更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援医療 の種類
アルト訪問看護リハビリテーション佐野	佐野市黒袴町498-3	株式会社アールトベイ 代表取締役 水流 智也	令和6 (2024)年 8月1日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年8月13日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援医療 の種類
グリーンクリニック	下都賀郡壬生町緑町3-9-15	医療法人関湊記念会 理事長 黒田 久元	令和6 (2024)年 8月1日	精神通院医療
アポロン薬局	宇都宮市インターパーク 3-6-9	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和6 (2024)年 7月1日	精神通院医療
シルキー薬局	宇都宮市下小倉町2219-7	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和6 (2024)年 7月1日	精神通院医療
なでしこ薬局	真岡市熊倉3-12-18	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和6 (2024)年 8月1日	精神通院医療

アルト訪問看護リハビリテーション佐野	佐野市黒袴町498-3	株式会社アルトベイ 代表取締役 水流 智也	令和6 (2024)年 8月1日	精神通院医療
--------------------	-------------	-----------------------------	------------------------	--------

栃木県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6（2024）年8月13日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定辞退年月日	自立支援医療の種類	担当する医療の種類
栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333	一般社団法人栃木県医師会 会長 小沼 一郎	令和6 (2024)年 7月31日	育成医療及び 更生医療	整形外科

(障害福祉課)

栃木県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年8月13日から同年9月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年8月13日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小砂小口線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
224	前	那須郡那珂川町小砂字下原2623-1 から 那須郡那珂川町小砂字矢ノ目沢2925-1 まで	11.6 ~ 22.8	360.0	
	後	那須郡那珂川町小砂字下原2623-1 から 那須郡那珂川町小砂字矢ノ目沢2925-1 まで	10.4 ~ 22.8	360.0	

(道路保全課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6（2024）年8月13日

栃木県知事 福田 富一

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
佐野市村上町字東ノ免62番	田	2,334.00
市貝町大字杉山字上加々地1555番1	田	684.00
市貝町大字杉山字上加々地1555番2	田	879.00
市貝町大字杉山字上加々地1556番1	田	1,090.00
市貝町大字杉山字上加々地1556番2	田	1,375.00
鹿沼市下永野字久分2200番	田	3,402.00

2 利用権の内容等

農地の区分	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
佐野市村上町字東ノ免62番	利用権	令和6(2024)年9月1日	4年 4か月	9,336円
市貝町大字杉山字上加々地1555番1			5年 4か月	30,000円
市貝町大字杉山字上加々地1555番2				
市貝町大字杉山字上加々地1556番1				
市貝町大字杉山字上加々地1556番2				
鹿沼市下永野字久分2200番			25,515円	

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明
栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

4 利用権を設定すべき農地の所有者等の情報

農地の区分	所有者等の情報
佐野市村上町字東ノ免62番	金井 秀男
市貝町大字杉山字上加々地1555番1	船生 恭弘
市貝町大字杉山字上加々地1555番2	
市貝町大字杉山字上加々地1556番1	
市貝町大字杉山字上加々地1556番2	
鹿沼市下永野字久分2200番	茅島 久仁

5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局各支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局各支局において、補償金の還付を受けることができる。

(農政課)